

文書構成法から見た平安初頭期追善願文の文体

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	2
ページ	15-25
発行年	1991-06-02
URL	http://hdl.handle.net/10076/6441

文章構成法から見た平安初頭期追善願文の文体

山本真吾

○キーワード：追善願文・性靈集・菅家文章・文体・文章構成法

一、はじめに

平安朝文章史・漢文学史の上で重要な位置を占めるにもかかわらず等閑視されてきた未開拓の分野に願文の研究がある。

近年、漸く、文学研究の側から注目されはじめ、小峯和明・山崎誠・渡辺秀夫の諸氏によって（注1）その成果が積み重なつてあるが、かような願文の文学的研究は、さらに、広く平安朝あるいは院政期文学史を見渡しながらか、一方で道真・匡房などの漢文学作家論へと向かい、また、一方で『本朝文粹』・『江都督納言願文集』の如き文集に於ける願文の位置付けや作品論へと発展するものと期待される。

かかる研究の現況にあつて、なお手付かずの状態であると思われるのは、時代としては平安初頭期、視点としては、願文の文章に共通して認められる類型的性格の把握即ちマクロ文体としての視点があるう。

小稿では、この方面の開拓を目指すべく、平安初頭期追善願

文の文体について文章構成法の観点から考察しようとするものである。

二、平安初頭期願文の概観

小稿で対象とする平安初頭期の願文は、西暦七九二年から九〇〇年に至る作で、前稿「平安時代の願文に於ける冒頭・末尾の表現形式の変遷について」（『広島大学文学部紀要』49、平成元年・三月）付載の「平安時代願文一覽稿」の156の計五十六篇である。この中心を成すのは、『性靈集』所収の空海作願文と『菅家文章』所収の菅原道真作の願文である。

抑、願文とは、死者の冥福を祈る忌日法要や廟社・塔寺などの建築奉納、また造仏納経等諸種の法会法要のにおりに、それら仏教行事を企てる施主（願主）の願意を述べた文章である。後の『本朝文粹』などの部立てに拠れば、内容上、追善・供養塔寺・神祠修善・雑修善（仏像開眼、經典書写供養など）の如く分類されるが、その中心を成すのが、死者の冥福を祈る追善供養の願文である。

空海作の願文についても、8「為故藤中納言奉造十七尊像願

文」・15「右將軍於華山宅設左僕射大祥齋願文」などは、その典型と言えるし、その他にも、3「東太上為故中務卿親王像刻檀像願文」や5「為式部笠丞願文」なども追善の意を含んでいる(注2)。しかしながら、一口に追善願文と言つてもその中身は一樣でなく、死者の冥福を祈るというよりは、その法会を営むきっかけとして故人の遺志を強調する事例もあつて作品によつて追善の比重が異なっている。そして、このことは、道真作の願文についても概ねあてはまることであつて、39「為故尚侍家人七々日果宿願法会願文」や40「為左兵衛少志坂上有識先考周忌供養一切経法会願文」、42「為藤相公亡室周忌法会願文」のように、死者を悼み悲しみを綴るというよりは、むしろ、故人の発願の遺志を継いで法会を営む、その経緯を詳しく語る作品が認められるのである。

また、空海作の願文について言えば、4「為藤大使中納言願文」・6「為知識華嚴會願文」・7「奉為四恩凶二部大曼荼羅并十護像願文」・13「於大極紫震而殿請百僧零願文」・18「播州和判官攘災願文」・19「高野山万燈會願文」などの如く各種法会、請雨・除災の雑修善の願文があり、道真の作品のうち追善供養願文でないものとしては、21「為刑部福主四十賀願文」・29「為温明殿女御奉賀尚侍殿下六十算修功德願文」・35「為南中納言奉賀右丞相四十年法會願文」・49「為宮道友兄賀母氏五十齡願文」のような長寿を賀する際の修善願文の多いことが特色の二に数えられよう。さらに道真作の願文には、この他に

も、32「貞觀寺設大齋會願文」・46「為源中納言家室藤原氏奉為所天太相國修善功德願文」・51「奉勅放却鹿鳥願文」などがあり多彩である。

かように、同じく「願文」と題する文章も、それが、表現内容に基づく文体名称であるにもかかわらず(注3)、個々の文章の表現内容は必ずしも一樣でなく、意外に複雑な表現世界を形成していることが知られるのである。

願文について、文章の同義性を前提とする文体(注4)を考へようとする場合、かような個々の作品の内容・主題にも留意する必要があると思われる。

三、文体分析の視点としての文章構成法

小稿の筆者は、平安時代に於ける表白・願文の文体研究を志向し、これまで、いくつかの視点より考察を進めてきた。

文体分析の視点は種々考えられよう。が、まずは、作成者がどういふ点に留意して作文を行なつたかを知り、そこを出発点として作者の関心・工夫の所在に沿つて分析を加えることが有効な方法(即ちその文体を測るにふさわしいものさし)の二ではないかと思われる。

願文の場合、作文作法書の類が今日いくつか伝存しており、これに拠つてその時代の作文に当たつての留意点を推測することが可能である。

静嘉堂文庫蔵『王澤不渴鈔』は「願文の認様」として、

○願文、認様ハ初ニ敬白ト書テ一字下テ善根ノ目錄ヲ書キ次發端ヲ書也(下・六十ウ)

と記し、書出しの表現形式に注目している。

また、『作文大牀』や『諷誦願文表白筆牀』は、対句の分類に願文の句を例示している。

そして、山岸文庫本整版『王澤不渴鈔』二(『諷誦願文表白筆牀』も同一)は、追善願文の構成を次のように定めている。

一番 四種次第「一世間無常通用儀也・一孝行儀・一仏法贊嘆・一悲嘆哀傷」

二番 聖靈平生生存之様

三番 病中之様

四番 逝去之様

五番 悲嘆之様

六番 日数事

七番 修善仏経事

八番 時節景気事

九番 昔因縁事

十番 廻向句事

右の、書出し(および結び)の表現形式については、前稿で論じ(注5)、また、対句の句法についても表白文に関して考察したことがあった(注6)。

文章構成という視点は、一番から十番の一文の内容をどの程

度具有してそれがどういう順に配置されているかを考えるもので、文体分析の重要な視点たり得ると予想されるものである(注7)。即ち、「追善願文」という大まかではあるが文章レヴェルの同義性を前提として、その同義的文章を成立させる個々の文がどのような順で配列されているかということは、文体の問題となり得ると思うのである。

ただし、前項に於いて、追善願文と見做される文章の中身の一様でないことに言及しておいた。従って、しばしば追善願文と認定するのに困難な事例が出現することも予想される。小稿では、願文の述作基盤たる法会を開催する、その契機として一人の死が関係しているかに注意し、このことを願文本文中に記載しているか否かを基準として判断した。

以下、かかる見通しのもとに、平安初頭期の追善願文の文体を説明してゆきたい。

四、『性靈集』所収追善願文の文章構成

まず、空海の手に係るとされる、『遍照發揮性靈集』所収の追善願文を対象として、その文章構成について調査してみる。

前稿「願文一覽」の中で、追善願文と認め得るのは、2・3・5・8・9・11・12・14・15・16・17の計十一篇である。

今、時期的に最も早く作成された、2「田少式為孝子設齋願文」(巻第七、大同二年二月十一日)の全文を掲げて文章構成

の實際を例示する。

(標題) 為田少式設先妣忌齋願文

〔一番 四種次第一孝行儀〕

恭惟。陶冶身體二親恩重。酬報岳瀆非佛歸誰。沒馱之力无所不為。憑之仰之。怨親猶子。神通有緣。悲願無極。利衆拔濟不憚身倦。汪々之德音絶思斷矣。

〔二番 聖靈平生生存之様〕

伏惟。先妣田中氏。婦德彪茂桃林。母儀芬馥蘭苑。所冀竭告面於芥劫。

〔四番 逝去之様〕

何圖害之玉於露朝。

〔五番 悲嘆事〕

嗚呼痛哉。酷裂罪苦。弟子等。香火飲鳩不記年建。漏鐘如矢周忌忽臨。其德厚深欲報罔極。

〔六番 日數事〕

是以。大同二年仲春十一日。

〔七番 修善仏經事〕

恭圖繪千手千眼大悲菩薩。竝四攝八供養摩訶薩埵等一十三尊并奉寫妙法蓮華經王一部八軸。般若心經二軸。兼掃洒荒庭聊設齋席。潔修香花供養諸尊。

〔十番 廻向句事〕

伏願。傾斯德海。潤洗梵魂。褰妄霧以覩大日。懷智鏡以照實相。法之不思議。用之无窮盡。福延現親。壽考光寵。臣子有

善。必奉所尊。廻此勝福。奉酬聖朝。金輪常轉。十善彌新。春宮瓊枝。幸輔百工。共竭忠義。福履綏之。五類提婆。十方數生。同飽一味之法食。等遊一如之宮殿。

右の例でまず注目に値することは、三番病中之様・八番時節景氣事・九番昔因縁事の部分に該当すると思われる記事の見出だせないものの概ね一番から十番の願文構成に準拠するかたちで文章が構成されており、しかも、その順で綴られていることである。

そして、各表現内容についてその書出しに特徴が認められるのは、一番「恭惟」、二番「伏惟」、四番「何圖」、六番「是以」、十番「伏願」の如き傍字(作文大躰「筆大躰」にいう、接続詞・副詞の類)であつて、布施淨慧氏の説かれるように(注8)ここに空海の段落意識を認めることも不当ではなからうと判せられる。

そこで、今指摘したことが他の篇にもあてはまるものかどうかについてさらに検討してみることとする。

3 東太上為故中務卿伊予親王修功德願文

一番(仏法贊嘆)「粵」・(願主の徳性)「伏惟」・七番「所以」・十番「伏願」

5 為式部笠丞願文

一番(仏法贊嘆)「恭聞」・二番・五番・六番「謹以」・七番「伏乞」・十番「伏乞」

8 為故藤中納言奉造十七尊像願文

一番〔仏法贊嘆〕・「越」・二番「伏惟」・四番「豈謂」・五番
六番「謹以」・七番・十番「伏願」

9 為葛撰津軍設先考忌齋願文

一番〔孝行儀〕「弟子」・二番「伏惟」・四番「豈謂」・五番
六番「謹以」・七番・十番「伏願」

11 笠大夫奉為先妣造大曼荼羅像願文

一番〔孝行儀〕「弟子」・二番「伏惟」・四番「豈謂」・五番
六番「謹以」・七番・十番「伏願」

12 為弟子僧真體設亡妹七々齋并奉入伝燈料田願文

一番〔仏法贊嘆〕「夫」・二番「想」・四番「何圖」・五番
六番「謹以」・七番・十番「伏願」

14 大夫左衛佐為亡室造大日槓像願文

一番〔仏法贊嘆〕「恭聞」・二番「惟」・四番「豈謂」・五番
六番「謹以」・七番・八番・十番「伏願」

15 右將軍於華山宅設左僕射大祥齋願文

一番〔仏法贊嘆〕・二番「伏惟」・四番「豈謂」・五番・六番
「謹以」・七番・十番「伏願」

16 天皇皇帝為故中務卿親王講法華經願文(注9)

一番〔仏法贊嘆〕・二番「伏惟」・四番「寧圖」・五番・六番
「謹以」・七番・十番「伏願」

17 和命婦於法華寺奉入千燈料田願文

一番〔仏法贊嘆〕・二番・四番・七番「謹以」・十番「伏願」

以上の如く、空海作の願文に於いては、文章構成について「類型性」への強い志向が看取される。

すなわち、「願文構成」一番から十番については、その順序が入れ替わることなしに記述され、一番・二番・四番・五番・六番・七番・十番を骨子として(中でも一番と十番が詳細に記載される)書出しにも、原則として類似の傍字が置かれるのである。ただし、四番(逝去之様)と五番(悲嘆之様)は人の死に関することとして一括りにされているようであり、六番(日数事)と七番(修善仏經事)は法会の様子として一括りにされている。

また、例外的に、3は、二番聖靈平生存生之様を記すべくその導入を果たす傍字「伏惟」が置かれるが、これに続いて綴られるのは聖靈故入についてではなくて、願主の徳性に関する記事である。

叙上の、緊密な文章構成は、以後、『菅家文章』所収の追善願文にも継承されてゆくのであろうか。

五、『菅家文章』所収追善願文の文章構成

平安時代初期の後半期貞観寛平頃の追善願文は、『菅家文章』所収の菅原道真の手に係るものが中心である。これについて前項と同様の調査をする。

「願文一覽」の道真作願文の中で、追善願文と認定すること

は一層困難である場合が多いけれども、先の認定基準に照らし
て、一応、23・24・25・26・27・28・30・31・33・37・38・39
・40・41・42・43・45・47・48・54の二十篇を認めた。

前項と同様に、まず、31「為右大臣「藤原基経」依故太政大
臣「藤原良房」遺教以水田施入興福寺願文」を例にとつて、文
章構成の実際を見てみる。

(標題) 為右大臣「藤原基経」依太政大臣遺教以水田施入興
福寺願文 貞観十五年九月二日

〔書出し〕

弟子 右大臣敬白。

〔二番 聖靈平生生存之様〕

弟子、伏奉故太政大臣美濃公「藤原良房」之教曰、興福寺者
予先祖「不比等」發其本願、雲構年深、龍衝響遠。予自少日
輪身、至殘陽憂國。偏用盡忠於王事、未遑致力於伽藍。

〔三番 病中之様〕

臥病而悟、臨命以歎。汝能識之、必行予志。

〔四番 逝去之様〕

去年九月二日、斯乃温顔即世之夕也。自後廻光不住、忌序既
臻。

〔五番 悲嘆事〕

墳墓未乾、淚痕猶濕。

〔七番 (法会に至る経緯、修善仏経事)〕

弟子漸尋先靈宿意、貴儉而不好奢。故恩澤追贈之禮、讓寵章

於聖朝。權車引攝之因、禁動修於家僕。弟子今從先靈遺訓、
分先靈旧産、捨水田若干町、以充寺家之資用。一二日注、具
在別紙。又其追福布施、未為過多。今准令条、不敢減折。

〔一番 四種次第一仏法贊嘆〕

夫不可量者、如來方便之力、難思議者、世尊拔濟之功。

〔十番 廻向句事〕

仰願、十方諸佛、一切賢聖、同發大歡喜之心、共垂哀聽許之
念。一頃一畝、將接畔於福田、惟禱惟耕、遂混利於佛種。凡
厥所修功德、惣資先靈。煩波渺々、莫顧娑婆之昔居。寶樹行
々、安住兜率之今樂。聖王陛下、比乾坤以無傾。太皇太后「
明子」、貫涼燠而逾鎮。善根之施、福惠之流、匝四大海而未
窮。超三世界而何限。普及無邊、共成衆果。

右の例からも知られる如く、必ずしも、『王澤不濁鈔』・「
願文構成」の一番から十番の内容を具有しているとは限らず、
順序もこの順に従わない場合がある。また、これ以外の内容を
付け加えているところも認められるようである。一見する限り
では、空海作の追善願文ほど明確な構成・段落意識は認めがた
いように思われるのである。逆に言えば、構成に拘らず、思い
を自由に綴っているというように捉えることも出来よう。

右の例に即して、もう少し具体的に指摘すると、一番(四種
次第)の「仏法贊嘆」の内容が七番と十番の間に記されており
「願文構成」の順とは異なっていると見られる点、六番・八番

・九番が書かれない点、七番（修善仏経）が単に法会に於ける供養仏経を記すだけでなく、願主（弟子）の立場から遺言に従い法会に至る経緯を詳細に記している点などである。そして、段落を明示的にする傍字（接続詞・副詞の類）の使用も定着しているとは言いがたい。

ただし、空海作の願文では記されなかった三番（病中之様）がこの願文では簡略ながら記される。

今、右の例以外の道真作追善願文より、かような文章構成上の特徴とおぼしき点を指摘してみると次のようになる。

(a) 「願文構成」と配列順の異なっている例

* 一番（四種次第）が冒頭になく、文章の中段に置かれる例

38 奉太皇太后「明子」令旨奉為「清和」太上天皇御周忌「修」法会願文

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

* 四番が冒頭に置かれる例

39 為故「源」尚侍「源全姫」家人七々日果宿願法会願文

* 六番と七番の順が逆になっている例

23 為源大夫閣下「能有」先妣伴氏周忌法会願文

24 為大枝豊岑等先妣周忌法会願文

25 為平子内親王先妣藤原氏「貞子」周忌法会願文

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

* 七番が冒頭に置かれる例

33 為源大夫「湛」亡室藤氏七々日修功德願文

38 奉太皇太后「明子」令旨奉為「清和」太上天皇御周忌「修」法会願文

43 為藤大夫先妣周忌追福願文

48 為清和女御源氏修功德願文

(b) 「願文構成」の内容の一部を欠いている例

* 一番を欠く例

27 「為」某人亡考周忌法会願文

30 為大藏大丞藤原清瀬家地施入雲林院願文

37 「於」吉祥院「修」法華会願文

39 為故「源」尚侍「源全姫」家人七々日果宿願法会願文

40 為左兵衛少志坂上有識先考周忌供養一切経法会願文

42 為藤相公亡室周忌法会願文

43 為藤大夫先妣周忌追福願文

45 木工允平遂良為先考修功德兼賀慈母六十齡願文

* 二番を欠く例

33 為源大夫「湛」亡室藤氏七々日修功德願文

38 奉太皇太后「明子」令旨奉為「清和」太上天皇御周忌「修」法会願文

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

48 為清和女御源氏修功德願文

* 三番を欠く例

26 為彈正尹親王先妣紀氏修功德願文

33 為源大夫「湛」亡室藤氏七々日修功德願文

42 為藤相公亡室周忌法会願文

47 為清和女御源氏外祖母多治氏七々日追福願文
の四篇を除くすべて

* 四番を欠く例

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

45 木工允平遂良為先考修功德兼賀慈母六十齡願文

* 五番を欠く例

30 為大藏大丞藤原清瀨家地施入雲林院願文

39 為故「源」尚侍「源全姫」家人七々日果宿願法会願文

* 六番を欠く例

26 為彈正尹親王先妣紀氏修功德願文

27 「為」某人亡考周忌法会願文

28 「代」安氏諸大夫「安部宗行等」為先妣修法華会願文

30 為大藏大丞藤原清瀨家地施入雲林院願文

33 為源大夫「湛」亡室藤氏七々日修功德願文

39 為故「源」尚侍「源全姫」家人七々日果宿願法会願文

48 為清和女御源氏修功德願文

54 為阿源公「湛・昇」先考大臣「源融」周忌法会願文

* 七番を欠く例

該当例無し

* 八番を欠く例

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

45 木工允平遂良為先考修功德兼賀慈母六十齡願文

の二篇を除くすべて

* 九番を欠く例
道真作追善願文二十篇のすべて

* 十番を欠く例

該当例無し

(c) 「願文構成」の一番〜十番以外の表現内容を記して
る例

* 遺言に従い法会に至る経緯を詳しく記す例

23 為源大夫閣下「能有」先妣伴氏周忌法会願文

以下すべての篇

* 寺院などの縁起に言及する例

26 為彈正尹親王先妣紀氏修功德願文

30 為大藏大丞藤原清瀨家地施入雲林院願文

37 「於」吉祥院「修」法華会願文

* 冒頭部に願文のあらましを置く例

40 為左兵衛少志坂上有識先考周忌供養一切経法会願文

41 為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文

43 為藤大夫先妣周忌追福願文

47 為清和女御源氏外祖母多治氏七々日追福願文

* 願主に縁のある者の長寿を祝う言辞を記す例

45 木工允平遂良為先考修功德兼賀慈母六十齡願文

右の(a)・(b)「内、一番、二番、四番、五番、六番、七

番などを欠いている例」・(c)の諸点が、空海作願文には、

認めがたい、菅原道真作追善願文の文章構成上の特色に数えられようと思う。

さらに、「願文構成」に照らして見た場合、先の(b)について、空海作の願文では指摘されなかつた三番・八番の内容を道真作の方は有している点も見逃すことは出来ない。

〔三番 病中之様〕

*病牀之後、曉鷄數聲。藥劑之間、寒鳥一暮。(33為源大夫亡

室藤氏七々日修功德願文)

*尊靈去年五月宿痾乍發、殆及危急。(47為清和女御源氏外祖

母多治氏七々日追福願文)

〔八番 時節景氣事〕

*況乎尋聲梵唄、春鳥流和雅之鳴。偷色瑠璃、晚菩掃清涼之地。

(41為式部大輔藤原朝臣室家命婦逆修功德願文)

* (即窮冬臘月廿日、於南郊外禪居寺、聊展法筵、伏屈僧侶。

凍水清淨、霜核輕微。(45木工允平遂良為先考修功德兼

賀慈母六十齡願文)

このように、空海作の追善願文と比べてみた場合、道真作追善願文の文章構成法は固定的でなく、自由に思いを綴っているふしが看取される。すなわち、願主や故人の立場・事情、心のさまを軸として、時に法会を荘嚴する寺院の風情などを盛り込んで表現世界を造形していることが知られるのである。

六、結び

以上、『王澤不渴鈔』の「願文構成」に拠つて、文章構成法の観点から平安初頭期の追善願文の文体について考察を行なってきた。

平安初頭期の前半に活躍した、弘法大師空海の作品については、原則として、一番(四種次第)・二番(聖靈平生存生之様)・四番(逝去之様)・五番(悲嘆之様)・六番(日数事)・七番(修善仏経事)・十番(廻向句事)のそれぞれの項の内容がこの順に選択され配置されることが判明した。そして、それぞれの書出しには類似の傍字を置いて段落を明示的にしていると思われる。

後半期に入ると、追善願文のほとんどが菅原道真の作品で占められるようになる。此等の篇については、七番と十番とはいずれにも認められるが、その他の項の内容は必ずしも常に選択されているとはいいがたく、個々の作品によつてまちまちである。また、各項の内容の配置順序にしても必ずしも一番から順に並べられているわけではないことがわかつた。

このように、文章構成法から見た場合、空海作の追善願文の方に、より堅固な構成意識が働いているように観察されるのである。逆に、道真の作品では「型」への志向性は希薄であると言えよう。

今回、文章構成法を考える上で、『王澤不渴鈔』の「願文構成」を目安として用いたが、この内、九番「昔因縁事」につい

ては平安初頭期追善願文の実作から指摘することが困難であった。この「昔因縁事」の指示する意味内容自体が必ずしも判然としていたわけではなく、そのことにも問題はあがあるが、今かりにこれを「中国古典などの故事に基づく記事」というふうに扱えた場合、この項が他の一番から十番の項と事柄として同列に並ぶかどうかは今後慎重に考えて行く必要があると思われる。すなわち、たとえば実際の作品にも二番「聖靈平生生存之様」や五番「悲嘆之様」の内容を記す上で、「中国古典の故事を引く」ことがあるわけで、この場合、その箇所は二番もしくは五番であると同時に九番でもあることになるのである。

かような文体分析のものさし側の問題も含めて、今後は、さらに、平安中期・後期、そして院政期の追善願文の文章構成法について文体研究の一環として考察をすすめてゆきたいと考えている。

(注)

- 1 小峯和明「江都督納言願文集の世界(一)〜(四)」(『中世文学研究』13〜16、昭62・8、昭63・8、平元・8、平2・8)
- 山崎誠「身延文庫本江都督納言願文集零本について」(『国語国文』50-6、昭56・6)
- 同「江都督納言願文集佚文」(『国書逸文研究』10、昭58・2)

- 同「文粹願文略注零冊について」(『国書逸文研究』20昭62・12)
- 渡辺秀夫「願文研究の一視点」(『リポート笠間』27、昭61・10)
- 同「天皇と不死―帝皇追善願文をめぐって―」(『日本文学』38-1、平元・1)
- 同「願文の世界 追善願文の哀傷類型と『文選』」(『国文学解釈と鑑賞』55-10、平2・10)
- この稿にいう「追善」は、「功德を積んで、亡き人の霊を弔うこと。死者の冥福を祈る仏事。追薦の転という。死者の冥福のために、死者にゆかりのある生存者があとから追って善事を実践すること」(中村元『仏教語大辞典』)と説く所に従う。
- 3 高橋和己「駢文について」(高橋和己著作集『中国文学論集』)
- 4 拙稿「漢字の用法から見た平安時代の表白文の文体」(『国文学攷』118、昭63・6)
- 5 拙稿「平安時代の願文に於ける冒頭・末尾の表現形式の変遷について」(『広島大学文学部紀要』49、平元・3)
- 6 拙稿「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」(『国語学』149、昭62・6)
- 7 日本漢文の文章について、文章構成法の観点から分析を

加えたものに、次の論考がある。

大曾根章介「平安時代の駢儷文について―文章の段落と構成を中心に―」（『白百合女子大学研究紀要』3、昭和42・12）

8 西村浩子「平安時代の「解文」における文章構成の類型的性格について」（『鎌倉時代語研究』13、平2・10）
布施浄慧「大師の追善思想―性霊集の願文を中心として―」（『仏教文化論集』4、昭和59、川崎大師教学研究所紀要）

9 拙稿「空海作願文の表現世界―伊予親王関連願文を中心に―」（三重大学人文学部文化学科研究紀要『人文論叢』8、平3・3）

（一九九一、三、二八）

〔本学教員〕